

## 令和4年度 試作品作製・実証等支援事業 仕様書

- 1 委託業務名  
試作品作製・実証等支援事業
- 2 委託業務の目的  
社会課題の解決に向けて、先進技術を活用した試作や実証を行おうとする県内中小企業の試作品の作製、実証、PR等を支援する。
- 3 委託期間  
契約締結の日から令和5年2月28日までとする。
- 4 委託業務の内容について  
委託業務の内容は次の(1)、(2)すべてを満たす製品を開発するために行う試作品の製作、実証及び展示会の出展とする。
  - (1) 埼玉県が直面している社会課題の解決に資する新たな製品の開発
  - (2) 先端的な開発であり、先端技術を活用し新たな付加価値創出に寄与するもの。
- 5 委託料の内訳について  
委託業務に含めることができる経費は、前項の事業を行う上で必要となる経費のうち別表の経費とする。
- 6 書類の整備等
  - (1) 委託先事業者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
  - (2) 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- 7 委託事業の公開  
公社理事長は、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業者名、事業テーマ名、事業内容、金額等）を公開する場合がある。
- 8 その他  
本仕様書に記載ある事項に疑義がある場合、または記載のない事項がある場合は事前に公社と協議すること。

対 象 経 費

※労務費、技術指導費、外注費、旅費・交通費、運搬費及び委託費の合計額は事業費総額の2分の1以下とすること。

試作製作に関する経費

| No. | 経費区分           | 内 容  |
|-----|----------------|--|
| 1   | 試作労務費          | <p>試作品を作製する際に直接従事する人員の直接作業時間に対して支払う経費（原則として本給、賞与、諸手当を含む）</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>① 実証労務費の算出方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{実証労務費} = \text{実証労務費単価}^{(\ast 1)} \times \text{直接作業時間}^{(\ast 2)}</math> </div> <p>※実証労務費単価<br/>           = 給料及び賞与等の年間支払額<sup>(※1-1)</sup> ÷ 年間総労働時間<sup>(※1-2)</sup></p> <p>※1-1 源泉徴収票の支払額とする。応募時は令和3年源泉徴収票に基づいて実証労務費単価を算出し、見込額を計上すること。事業終了時に令和4年源泉徴収票及び直接作業時間の実績に基づき実証労務費実績額を確定すること。</p> <p>※1-2 1,912時間とする{ (8時間/日×5日/週×52週) - (8時間/日×21日[令和4年度国民の祝日及び年末年始]) }</p> <p>ただし、別途契約書がある場合はそれに従う。</p> <p>※2 直接作業時間<br/>           業務完了報告時に、業務従事日誌を提出すること。</p> <p>② 実証労務費単価の上限は1時間あたり5千円、1日あたり4万円とする。</p> |
| 2   | 機械装置・<br>工具器具費 | 試作品を作製する際に機械装置・工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費   |
| 3   | 原材料費           | 試作品を作製する際に使用される試作品等の構成部分、実証の実施に直接使用し、消費される原材料に要する経費  |
| 4   | 技術指導費          | 試作品を作製する際に外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費   |
| 5   | 外注費            | 試作品を作製する際に要する経費  |
| 6   | 委託費            | 自社内で不可能な用務の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費   |
| 7   | その他経費          | 上記以外で、理事長が特に必要と認める経費   |

実証・展示会出展に関する経費

| No. | 経費区分        | 内 容   |
|-----|-------------|---|
| 1   | 実証労務費       | <p>実証に直接従事する人員の直接作業時間に対して支払う経費（原則として本給、賞与、諸手当を含む）</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>② 実証労務費の算出方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{実証労務費} = \text{実証労務費単価}^{(\ast 1)} \times \text{直接作業時間}^{(\ast 2)}</math> </div> <p>※実証労務費単価<br/>           = 給料及び賞与等の年間支払額<sup>(※1-1)</sup> ÷ 年間総労働時間<sup>(※1-2)</sup></p> <p>※1-1 源泉徴収票の支払額とする。応募時は令和3年源泉徴収票に基づいて実証労務費単価を算出し、見込額を計上すること。事業終了時に令和4年源泉徴収票及び直接作業時間の実績に基づき実証労務費実績額を確定すること。</p> <p>※1-2 1,912時間とする{ (8時間/日×5日/週×52週) - (8時間/日×21日[令和4年度国民の祝日及び年末年始]) }</p> <p>ただし、別途契約書がある場合はそれに従う。</p> <p>※2 直接作業時間<br/>           業務完了報告時に、業務従事日誌を提出すること。</p> <p>② 実証労務費単価の上限は1時間あたり5千円、1日あたり4万円とする。</p> |
| 2   | 技術指導費       | <p>実証を実施するにあたって、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>補助対象計上する場合は技術指導報告書（任意様式）が必要</p>   |
| 3   | 外注費         | 実証に向けて改良をおこなう際に要する経費  |
| 4   | 旅費・<br>交通費  | 実証を実施するために必要とした旅費、滞在費、交通費   |
| 5   | 運搬費         | 実証実施に向けて試作品等を運搬するための経費  |
| 6   | 展示会出展<br>費用 | <p>展示会出展に係る費用</p> <p>※出展する展示会、内容等は委託者との協議により決定。</p>   |
| 7   | 備品・消耗<br>品費 | 実証を実施するにあたって使用する備品、消耗品に要する経費  |
| 8   | その他経費       | 上記以外で、理事長が特に必要と認める経費  |

※各経費は小数点以下を切捨てとする。